

**商店街等販売促進事業情報発信
業務プロポーザル**

募 集 要 項

令和2年（2020年）7月
函館市経済部商業振興課

1 要項の目的

本要項は、商店街等販売促進事業情報発信業務の最も適した受託者を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名称

商店街等販売促進事業情報発信業務

(2) 業務目的

新型コロナウイルス感染症拡大による観光客の激減やイベント・外出の自粛等により、商店街等をはじめ生活必需品以外の小売店や百貨店などが大きな影響を受けていることから、国が実施する「Go To 商店街事業」などの消費喚起事業にあわせ、新しい生活様式に則り実施している感染防止対策の取組や、商店街等のイベント開催情報、店舗・商品紹介などを掲載した情報誌を発行し、市民が安心して買い物・飲食ができるよう周知するとともに、消費喚起を促し、地域経済の回復を図ることを目的とします。

(3) 委託期間

契約の日から令和3年（2021年）3月31日まで

(4) 委託料上限額

7,975千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザルに関する事項

(1) 名称

商店街等販売促進事業情報発信業務プロポーザル

(2) 主催者

函館市

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 性格

プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通じて評価するものです。業務の仕様は、企画提案書を基本としますが、委託業務の実施に当たっては、選定された提案内容を変更する場合があります。

(5) 担当部局

函館市経済部商業振興課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 (0138) 21-3990 (直通)

電子メール hcs@city.hakodate.hokkaido.jp

(6) スケジュール

令和2年(2020年)

7月31日(金)～8月13日(木)	募集要項の配布期間
8月13日(木)	参加申込書・質問書の提出期限
8月14日(金)～8月27日(木)	応募書類の提出期間
9月上旬	審査, 受託候補者の決定

4 手続等に関する事項

(1) 募集要項の配布

① 配布期間

令和2年(2020年)7月31日(金)から令和2年(2020年)8月13日(木)までの土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

② 配布場所

函館市経済部商業振興課(本要項3(5)を参照してください。以下同じ。)
なお、来庁できない場合は、函館市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020072200014/>

(2) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和2年(2020年)8月13日(木)午後5時まで

② 提出方法

持参または郵送とします。

※郵送の場合には、必ず配達証明付きで、令和2年(2020年)8月13日(木)午後5時までに必着。

③ 提出書類

・参加申込書(様式1-1)

※応募者の概要(パンフレット等で可)を添付してください。

・参加申込書構成員調書(様式1-2)

※グループで参加する場合のみ提出。

参加申込書を受理した場合、受理書を交付します。

④ 提出場所

函館市経済部商業振興課

(3) 質問書の提出

- ① 提出期限
令和2年(2020年)8月13日(木)午後5時まで
- ② 提出方法
質問書(様式2)により, 持参, 郵送, 電子メールで提出してください。
※電話等口頭による質問は, 原則受け付けないので留意してください。
- ③ 提出場所
函館市経済部商業振興課
- ④ 回 答
質問に対する回答は, 適宜, 函館市ホームページに掲載します。
なお, 質問に対する回答の内容は, 本要項の追加または修正とみなします。

(4) 応募書類の提出

- ① 受付期間
令和2年(2020年)8月14日(金)から令和2年(2020年)8月27日(木)までの土・日を除く午前9時から午後5時まで。
- ② 提出方法
持参または郵送とします。
※郵送の場合には, 必ず配達証明付きで, 令和2年(2020年)8月27日(木)午後5時までに必着。
- ③ 提出場所
函館市経済部商業振興課

5 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとします。

- ① 函館市内に本社, 支社または営業所等の事務所を有する法人であること。
- ② グループで応募する場合は, 構成員の中から代表法人を定めること。
- ③ ①に該当しない法人の場合, ①に該当する法人を構成員とするグループで応募すること。
- ④ 一つの法人が複数の応募をすることはできない。グループで応募する場合も一つの法人とみなし, 複数の提案は認めない。
- ⑤ 本件業務プロポーザルについて, 既に参加申込書が受理されていること。

(2) 応募者の制限

応募者またはその構成員となる者は, 次の要件を満たしていなければなりません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

- ② 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- ③ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- ④ 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、厚生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては厚生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 審査委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

（3）応募書類

応募に必要な書類は次のとおりです。

- ① 応募申込書（様式3-1） 1部
- ② 構成員調書（様式3-2） 1部 ※グループで応募する場合のみ
- ③ 誓約書（様式3-3） 1部 ※すべての構成員分を作成
- ④ 類似業務実績調書（様式4-1） 1部 ※すべての構成員分を作成
- ⑤ 受託金額見積書（様式4-2） 1部 ※積算内訳を添付すること
- ⑥ 企画提案書 正本1部，副本10部
 副本は企画提案者名および法人名を空欄にすること。
 企画提案書は、「6 企画提案書に関する事項」に基づき作成すること。
- ⑦ 財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
 直前2期分提出すること。
- ⑧ 登記事項証明書（商業・法人登記）
 応募書類提出の日以前3か月以内に発行された履歴事項証明書に限る。
- ⑨ 納税証明書
 - ア 函館市の市税
 応募書類提出の日以前1か月以内に発行されたものに限る。
 - イ 消費税および地方消費税
 応募書類提出の日以前3か月以内に発行されたものに限る。

6 企画提案書に関する事項

（1）様式等

- ① 企画提案書の様式は任意とします。
- ② 用紙の規格については、A4判縦横書きとし、20ページ以内とします。（A3判用紙の折り込みは可。）
- ③ 文書を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。

(2) 企画提案書の項目

当該業務の提案にあたっては、「2 業務の概要(2)業務目的」および別添「商店街等販売促進事業情報発信業務仕様書」の内容を踏まえたうえで、次のとおり作成してください。

- ① 会社概要
会社の概要について示すこと。
- ② 業務の実施体制
人員配置、人材、業務体制、作業工程および内容、業務スケジュールについて示すこと。
- ③ 紙面全体のコンセプト
別添「商店街等販売促進事業情報発信業務仕様書」を踏まえること。
- ④ 紙面内容
別添「商店街等販売促進事業情報発信業務仕様書」に示す内容のほか、事業者による独自の紙面内容の提案や製作助言、支援についての提案、情報誌製作業務における事業者の強み、特徴などを示すこと。
- ⑤ 配布方法
紙面の配布方法について、広く市民に配布するための内容を提案すること。

(3) 紙面デザイン見本

紙面ラフデザインの見本(仕上がりイメージ)を提出してください。

紙面デザインについては、世代を問わず多くの人に手に取ってもらえるデザインを意識して作成するものとしますが、中面の記事原稿や細かなイラスト・写真等まで書く必要はありません。ただし、紙面イメージが掴めるよう、記事のレイアウトや見出し、イラストのラフやイメージ写真等を使用して作成してください。

(4) 見積書

- ① 仕様書に記載した各業務の必要な工程ごとに可能な限り詳細に記載すること。
- ② 内訳は税抜きで記載し、消費税および地方消費税額と税込金額を記載すること。
- ③ 件名は、「商店街等販売促進事業情報発信業務委託料」とすること。
- ④ あて先は、「函館市長 工藤 壽樹」とすること。
- ⑤ 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

(5) 提出部数等

- ① 提出部数等
正本1部、副本10部
それぞれに表紙をつけ、表紙に企画提案者名および法人名を記入した正本

を1部、記入していない副本を10部提出してください。

また、書類は必ず、ダブルクリップ等で止めてください。(ホチキス、製本テープ不可)

② その他

ア 電子データによる提出は認めません。

イ 「(1) 様式等」に定めるもの以外の書類等は受理しません。

7 審査に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

本件業務プロポーザルの審査は、市が設置する審査委員会で企画提案書等を審査基準に照らし合わせて総合的に審査し、合計点数が最も高い提案者を受託候補者として市に推薦します。ただし、最上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により受託候補者を決定します。なお、審査の結果、提案者すべてが最低基準点(全体の6割)に達しない場合、受託候補者を決定せず、再度募集することがあります。

また、提案者が1者のみの場合には、審査により最低基準点を超えた場合に限り、受託候補者として決定します。

(2) 審査委員会の設置

本件業務プロポーザルに係る審査は、次に掲げる委員により組織された審査委員会が実施します。

- ・経済関係者 計3名

(3) 審査(書類審査)

提出書類により審査を実施します。

- ① 審査委員会は、提出書類を審査したうえ、受託候補者を選定します。
- ② 提出書類を総合的に勘案して審査します。なお、応募者が1者の場合にも、書類審査を実施します。

(5) 審査結果の通知

- ① 審査の結果は、審査終了後、応募者全員に対して書面で通知します。令和2年(2020年)9月上旬を予定していますが、委員の日程や応募数などにより変更となる場合があります。
- ② 受託候補者名については、市のホームページ等で公表します。
- ③ 選定結果に関する問い合わせ、不服申立ては一切受付ません。

(6) 審査基準

企画提案の審査項目および配点は以下のとおりです。(各委員100点満点)

- ① 企画提案の内容について 50点

- ア 情報発信業務の目的等について十分理解し、その実現に当たり、有効なコンセプト、全体構成となっているか。
 - イ 市民（消費者）の購買意欲を高め、幅広い世代の市民が商店街等や店舗を訪れたいくなる企画内容となっているか。
 - ウ レイアウト構成について、イラストや記事の配置、バランスについて、見やすいレイアウトとなっており、商店街等を訪れたいくなる構成となっているか。
 - エ 紙面デザインについて、印象的・魅力的、かつ分かりやすく表現されており創意工夫が見られるか。
 - オ 提案された企画内容等に各店舗の新型コロナウイルス感染症の感染予防の対策を掲載するなど、市民（消費者）が安心して買い物等が行えるよう工夫された内容となっているか。
 - カ 紙面の配布方法について、広く市民に配布する内容となっているか。
- ② 業務実施の実現性について 30点
- ア 人員配置、人材、業務体制などのほか、商店街等の外部機関との連携を図るための体制は適切であるか。
 - イ 企画・制作および配布にあたり、計画的で実効性のある業務スケジュールとなっているか。
- ③ 過去の類似業務取扱実績について 10点
- ア 当該業務の円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか。
- ④ 見積価格について 10点
- ア 積算に妥当性があり、経費の抑制などの工夫があるか。

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しません。

- ① 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法または記載方法等が本要項等で定める要件に適合しない者。（市の是正の求めに応じた者は除く。）
- ② 「5 応募に関する事項（1）応募者の資格および（2）応募者の制限」に定める要件に合致しない者。
- ③ 審査委員会の委員と接触し利害関係を有するなど、審査の公平性を阻害する行為を行った者。
- ④ その他本要項等で定める手続きや方法等を遵守しない者。

9 契約に関する事項

市は、本件業務プロポーザルにより受託候補者として選定された者について、その承認を行ったのち、協議のうえ委託契約を締結します。この場合において、提案内容の変更も協議に含むものとします。また、失格その他の理由により、契約候補者へ委託することが不可能となった場合には、次点者と契約に向けた協議を行います。

なお、当該業務の委託内容は締結する委託契約書によるものとしますが、業務期間は、令和3年（2021年）3月31日（水）までとします。

10 契約候補者等に係る資格の喪失

契約候補者等として選定された者（グループでの応募の場合は構成員）が、契約締結の前までの間に、次の事項に該当することとなった場合には、契約候補者等の地位を取り消すものとする。

- ① 「5 応募に関する事項（1）応募者の資格および（2）応募者の制限」に定める要件に合致しないことが判明した場合、または合致しないこととなった場合。
- ② 応募書類に重大な不備または虚偽の記載があったことが判明した場合。
- ③ 「8 欠格事項③」の行為を行っていたことが判明した場合。

11 その他の事項

本件業務プロポーザルに係る応募費用、応募書類等に関する取扱いは次のとおりとします。

- ① 参加申込および応募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出期限以降における参加申込書および応募書類の差替えならびに再提出は認めません。
- ③ 応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、応募者に帰属します。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、市に帰属することとします。
- ⑤ 本業務を遂行するうえで必要となる著作権等について必要な手続き等がある場合には、当該手続き等は受託者が行うこととし、著作権等の使用料その他必要となる費用は全て委託料に含まれます。
- ⑥ 応募書類は、本件業務プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、市が無償で複製し、使用することができることとします。
- ⑦ 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証することとします。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合は、応募者は自らの費用および責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。